

## 白河市不妊治療交通費支援事業受診等証明書

次の者について、次のとおり、不妊治療を実施したことを証明します。

年      月      日

医療機関の住所

名 称

主 治 医 氏 名

(署名または記名押印)

## 医療機関記入欄（主治医が記入すること）

(ふりがな) 受診者氏名	夫	( )	妻	( )
受診者生年月日 ※1		年 月 日 ( 歳 )		年 月 日 ( 歳 )
今回の治療方法	A · B · C · D · E · F 該当する記号（注参照）に○を付けてください	AまたはBの場合 1. 体外受精    2. 顕微授精 該当する番号に○を付けてください		
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください。 ( )		(精子回収の有無) 1. 有    2. 無	
今回の治療期間 ※2	年 月 日 ～ 年 月 日			

※1 年齢は、「今回の治療期間」欄に記載する始期の時点における年齢を記載してください。

※2 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。

（注1） 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないと中止

（注2） 採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。

（注3） Dについては、患者の体調悪化等により、治療を継続することは、患者の身体的・精神的負担が大きく、胚移植はもはやできないと判断された場合をさします。母体の状態を整えるため、一定の間隔をあけた後に胚移植を行う場合は一連の治療とみなすことができ、Bとして申請できます。